

平成27年度開設分
市川市指定地域密着型サービス事業者等公募要領
(小規模多機能型居宅介護事業)
(認知症対応型共同生活介護事業)
(地域密着型特定施設入居者生活介護事業)

平成27年3月
市川市福祉部 高齢者支援課

【目 次】

1. 公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 公募する地域密着型サービス事業及び日常生活圏域・・・・・・・・P 1
3. 応募資格の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
4. 地域密着型サービス事業者等の評価方法について・・・・・・・・P 2
5. 応募手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
6. 書類の受付期間、提出場所及び提出方法について・・・・・・・・P 4～5
7. 地域密着型サービスに関する質問等について・・・・・・・・P 5
8. 補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6～7

【別紙資料】

1. 平成27年度～平成29年度 介護保険施設整備計画・・・・・・・・P 8
2. 日常生活圏域における介護施設等の整備状況・・・・・・・・P 9
3. 地域密着型サービス等の申請様式等一覧・・・・・・・・P10～12
4. 地域密着型サービス等の申請様式等の説明・・・・・・・・P13～18
5. 質問票について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
6. 応募辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20

1 公募の趣旨

市川市では、第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者を評価するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業及び日常生活圏域

公募する地域密着型サービス事業の種類及び対象圏域等については以下の通りです。

(1) 地域密着型サービス事業の種類

NO	サービス種別	整備予定数	定員	対象圏域
1	小規模多機能型居宅介護※ (介護予防含む)	2カ所	58人 (1カ所登録定員29人)	北部、東部、南部
2	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	2カ所	54人※ (1ユニット定員9人)	北部、東部、南部
3	地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員29人以下の有料老人ホーム)	1カ所	29人	西部

※認知症対応型共同生活介護については、1カ所、3ユニット（定員27人）までの整備とします。

※小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービスを併設して整備する場合には、評価の配点において加点といたします。

(2) 日常生活圏域（整備状況については、別紙資料2(P9)を参照）

日常生活圏域	区域
北部	稲越町、大町、大野町、柏井町、北国分、国分、曾谷、下貝塚、中国分、東国分、奉免町、堀之内、南大野、宮久保
西部	市川、市川南、大洲、大和田、国府台、新田、菅野、須和田、稲荷木、東大和田、東菅野、平田、真間
東部	鬼越、鬼高、上妙典、北方、高谷、高谷新町、高石神、田尻、中山、原木、東浜、二俣、二俣新町、北方町、南八幡、本北方、八幡、若宮
南部	相之川、新井、伊勢宿、入船、押切、欠真間、加藤新田、河原、香取、行徳駅前、幸、塩浜、塩焼、島尻、下新宿、末広、関ヶ島、高浜町、宝、千鳥町、富浜、新浜、日之出、広尾、福栄、本行徳、本塩、湊、湊新田、南行徳、妙典

※平成18年度より市域を11の日常生活圏域に分け、施設整備等を進めてまいりましたが、施設整備を含めた介護サービスの量や医療の状況等を勘案し、本計画より4つの日常生活圏域としました。

(3) 整備予定年度 平成27年度(平成28年3月31日まで)

3 応募資格の要件

応募事業者は、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 法人格を有している運営事業者であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (3) 厚生労働省令で定める下記の基準を満たしていること。
「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」
- (4) 市川市条例で定める下記の基準を満たしていること。
「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（市川市条例第38号）」及び「市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（市川市条例第39号）」
- (5) 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。
- (6) 事業を実施するにあたり、長期的な運営を行うことができること。
- (7) 事業を実施するにあたり、土地、建物を確実に確保できる見込みのあるもの。
- (8) その他、関係省令・解釈通知・運営基準などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行ってください。

4 地域密着型サービス事業者等の評価方法について

- (1) 市川市指定地域密着型サービス事業者等評価委員による書類審査及び意見聴取などを経て、決定いたします。審査方法は、書類審査による第1次審査、第1次審査通過者に対するヒアリング等による第2次審査を行います。
 - ①第1次審査では、指定申請書などに基づき、書類審査等を行います。
 - ②第2次審査では、ヒアリング等による地域密着型サービス事業に対する考え方等を総合的に評価する審査を予定しています。
 - ③第1次審査、第2次審査の結果は、文書で通知する予定です。
 - ④地域密着型サービス事業予定者決定後は、決定した事業者名及び公募概要を併せて公表します。（応募者の申請内容については、公表いたしません。）
- (2) 審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。
- (3) 審査基準について
主に次の内容について審査を行います。
 - ①事業運営に関する一般原則について（サービス提供に対する考え方、個人情報の管理、苦情・相談窓口、安全対策、衛生管理など）
 - ②サービスの質の向上に向けた取組みについて（職員の研修、虐待防止、利用者の家族との連携など）
 - ③地域との連携について（地域住民との交流、ボランティア活動、医療機関との協力体制など）
 - ④経営・運営の安定性について（利用料等の妥当性、収支計画の適正について、法人における長期的な経営能力）
 - ⑤その他

5 応募手続きについて

本公募に申込みを希望する事業者の方は次により、指定申請書及び添付書類等に必要事項を記入の上、提出してください。

(1) 申請書類について

申請に係る提出書類につきましては、地域密着型サービス等の申請様式等一覧（別紙資料3）及び地域密着型サービス等の申請様式等の説明（別紙資料4）を参照し、申請する地域密着型サービス事業分について提出してください。その他に、以下の書類も提出していただきます。

- ①申請（建設予定）地の、公図写しの提出（法務局発行）。
- ②申請（建設予定）地の、土地全部事項証明書の提出（法務局発行）。
- ③土地所有者と事業者間での（土地利用に関する）承諾書の提出。
- ④書面（様式の定めなし）にて、報告書（もしくは計画書）として次の事を記載し提出。
 - 申請（建設予定）地番の明記（「等」の記載ではなく、全て記載）
 - 申請者と土地所有者が異なる場合
 - ・用地取得の意思はあるか？（土地所有権移転をするのか？）
 - ・賃貸借の場合、契約内容をどうするのか？（長期契約を締結するのか？）
 - 建築物に対する費用は、申請者（誰）が捻出するのか？
- ⑤建設用地について
 - 用地には抵当権等が設定されていないこと。設定されている場合は、契約に際して抹消されること。
 - 市街化区域であること。
 - 設計に際し、市の建築所管等に法令制限等を相談するときは、事業者が事前に問い合わせし、確認してください。

※上記の諸条件に関らず建設計画地での開発が可能か、必ず開発指導課等にご確認ください。

(2) スケジュールについて

日 程	内 容
平成27年3月 2日（月）から 平成27年3月30日（月）まで	応募受付（申請書類の提出）
平成27年4月上旬	第1次審査（地域密着型サービス事業者等評価委員による審査会において、書類審査等を実施）
	第1次審査結果通知
平成27年4月中旬	第2次審査（地域密着型サービス事業者等評価委員による審査会において、第1次審査通過者によるヒアリング等を実施）
	第2次審査の結果を通知するとともに、第2次審査の結果及び整備予定事業者をWEBサイトにて公表
平成27年4月下旬以降	整備予定事業者は、指定に向けた準備

6 書類の受付期間、提出場所及び提出方法について

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。市にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

(1) 受付期間及び提出場所

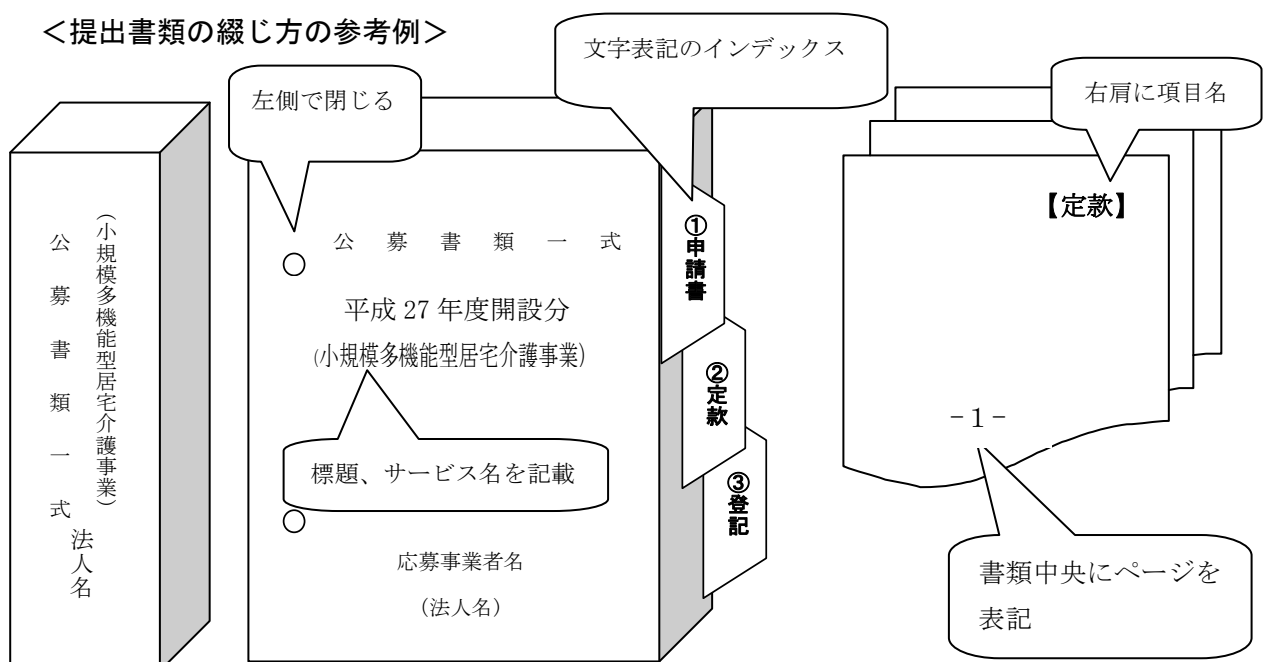
受付期間	提出場所及び問合せ先
<p><平成27年度> 平成27年3月 2日(月)から 平成27年3月30日(月)まで (土曜・日曜・祝日は除きます) 午前9時から午後4時まで(時間厳守) ※郵送による書類の受付はしませんので、予め 電話予約の上来を願います。 ※応募する前に必ず事前相談をしてください。</p>	<p>市川市八幡1丁目1番1号 市川市福祉部 高齢者支援課 管理班 担当 林、堀 電 話 047(704)0283(直通) F A X 047(336)8008 E-mail:koreishashisetsu@city.ichikawa.chiba.jp</p>

(2) 提出部数 12部(正本1部、副本(コピー可)11部)

(3) 作成上の注意

- ①直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。
- ②提出書類はA4版で全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記して下さい。
 表紙を付け左綴じとし、目次を付けるとともに、各書類には(ページの下・中央に)ページ番号を付けてください。
- ③提出書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型で作成し、書類名(略称可)が分かるように右端にインデックスを添付し、ファイルに綴じてください。
- ④一法人が複数の地域密着型サービス事業を希望する場合、提出書類等は共用といたしません。
- ⑤提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。

<提出書類の綴じ方の参考例>



(4) 応募に当たっての留意点

- ①平成27年3月30日(月)の締切日以降、事業者の都合による計画の変更や書類の差替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- ②応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- ③提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ④応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- ⑤他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- ⑥本応募における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、市川市はその責任を負いません。
- ⑦応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届(別紙資料7)を提出してください。

7 地域密着型サービスに関する質問等について

(1) 受付期間

平成27年3月2日(月)から3月5日(木)午後5時までにFAX又はメールにより受信したものになります。

(2) 質問票の記載について

- ①質問票(別紙資料6)に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに作成してください。
(1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにして下さい。)
- ②質問票到着後、質疑内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

(3) 質問の受付方法

質問につきましては、質問票(別紙資料6)にご記入の上、下記のFAX又はメールにより提出してください。これ以外の方法(電話、口頭等)での質問はご遠慮ください。

<送付先>

市川市福祉部 高齢者支援課 管理班 林、堀あて

F A X : 0 4 7 (3 3 6) 8 0 0 8

E - mail : koreishashisetsu @city.ichikawa.chiba.jp

(4) 質問に対する回答

受付期間中に受付けた質問については質疑回答書を作成し、3月10日(火)までに、福祉部高齢者支援課 WEB サイト (<http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000154.html>) で掲載いたします。

(5) 質問に際しての留意事項

指定基準等に係る質問内容や、国の通知(Q&A)等で確認できる内容については、原則として回答いたしませんので、ご了承願います。

8 補助金について

(1) 介護基盤緊急整備特別対策事業交付金等について

施設整備等に係る交付金には、千葉県の「介護基盤緊急整備特別対策事業交付金」及び国の「地域密着型施設等の開設準備支援等事業交付金」があります。

また、下記の県及び国の補助単価は平成26年度の単価であり、平成27年度の整備等に係る単価については、現時点で未定となっておりますので、予めご了承下さい。

なお、市川市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おき下さい。

<参考>

◎介護基盤緊急整備特別対策事業交付金（平成26年度補助単価）

施設の種類	補助単価	対象経費
認知症高齢者グループホーム	3,090万円/1施設	面的整備計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
小規模多機能型居宅介護事業所	3,090万円/1施設	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◎施設開設準備交付金（平成26年度補助単価）

施設開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制整備を支援するため、開設6ヶ月前の準備に必要な職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等について補助します。

施設の種類	補助単価	対象経費（※2）
小規模多機能型居宅介護事業所	618千円×定員数（※1）	円滑な開設または増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等（市長村の施設等に係るものを除く）、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。 ただし、他の補助金等の交付の対象となる費用を除く。
認知症高齢者グループホーム		

※1 小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員となります。

※2 対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6ヶ月間が上限となります。

◎定期借地権利用交付金（平成26年度補助単価）

施設等用地の確保を容易にし、認知症高齢者グループホーム等の整備促進を図るため、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行いません。

施設の種類	補助単価	対象経費	交付率
小規模多機能型居宅介護事業所	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であつて、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間または一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。 ただし、他の補助金等の交付の対象となる費用を除く。	1 / 2
認知症高齢者グループホーム			

別紙資料 1

【平成27年度～平成29年度 整備目標量】

地域密着型サービス

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）	施設数	1ヶ所	—	—
	定員	29人		
小規模多機能型居宅介護	施設数	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	施設数	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
認知症対応型通所介護（デイサービス）	施設数	2ヶ所	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の有料老人ホーム）	施設数	1ヶ所	—	—
	定員	29人		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	2ヶ所	—	—
複合型サービス	施設数	1ヶ所	1ヶ所	—

日常生活圏域における介護施設等の整備状況（参考資料）

● 特別養護老人ホーム 13 ヶ所(ショートステイ併設 11 ヶ所)

平成 26 年度整備分（整備中）

○ 老人ショートステイ用居室のみ 2 ヶ所

特別養護老人ホーム（増床分）

◎ 介護老人保健施設 8 ヶ所

★ 養護老人ホーム 1 ヶ所

♣ ケアハウス 5 ヶ所

↑ ↓ 訪問看護ステーション
12 ヶ所

■ 認知症デイサービス
4 ヶ所

★ グループホーム 13 ヶ所

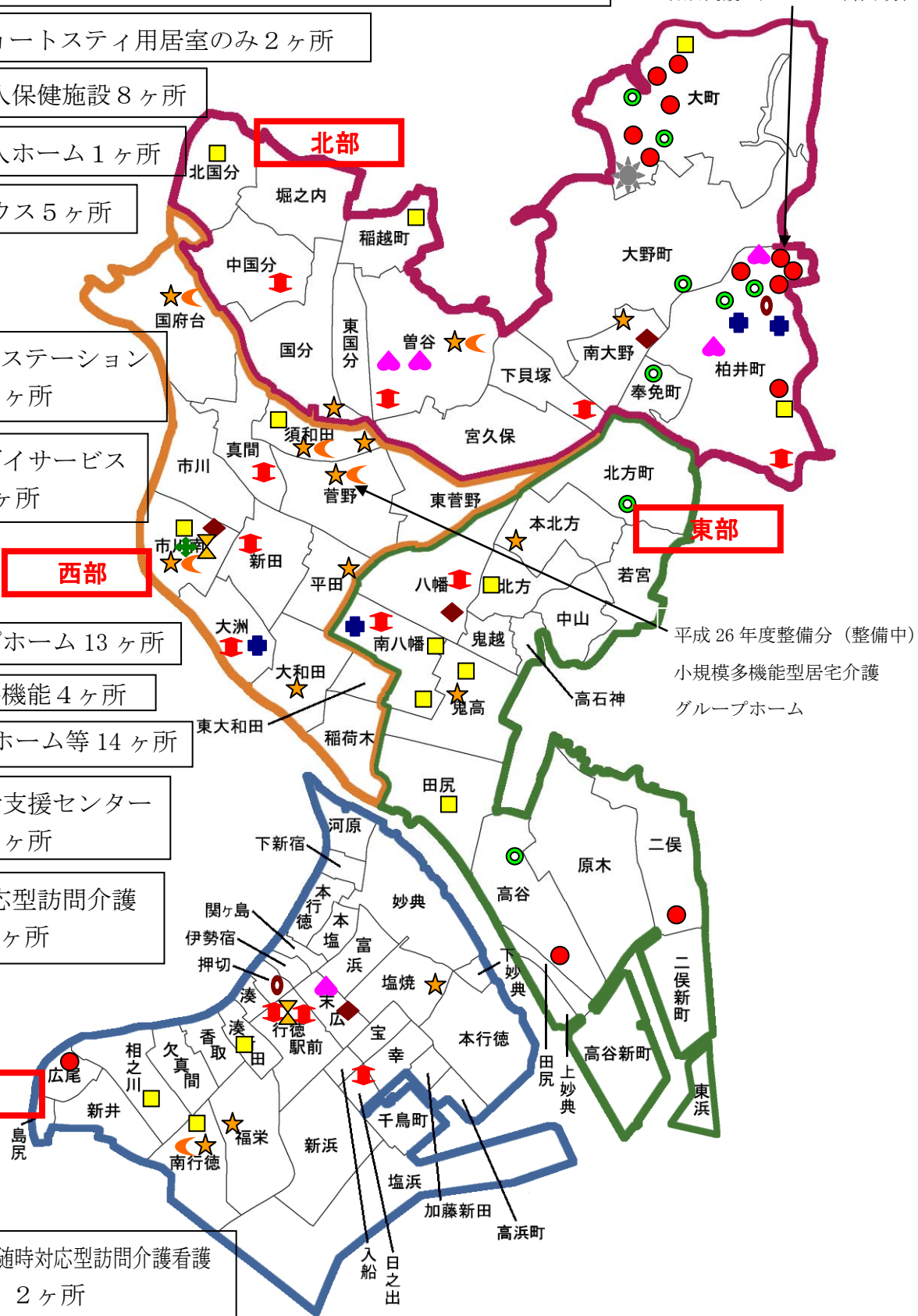
☾ 小規模多機能 4 ヶ所

■ 有料老人ホーム等 14 ヶ所

◆ 地域包括支援センター
4 ヶ所

◆ 夜間対応型訪問介護
1 ヶ所

⚡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2 ヶ所



平成 26 年度整備分（整備中）

小規模多機能型居宅介護
グループホーム

地域密着型サービス等の申請様式等一覧

1 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

申請様式	添付書類
○指定申請書 【様式第1号】 ○事業所の指定に係る記載事項 【付表3-1】 ○事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項 【付表3-2】	1 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 2 役員の氏名等及び介護保険法第78条の2第4項各号又は第115条の11第2項各号の規定に該当しないことを誓約する書面【参考様式9-2】 3 当該申請に係る資産の状況 4 事業所の案内図、配置図、平面図 【参考様式3】 5 事業所の写真（外観・内部） 6 居室面積等一覧表 【参考様式4】 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参考様式1】 8 法人及び事業所の体制図 9 管理者・代表者・主な職員の経歴書、資格証を必要とする職種については資格証の写し（原本証明したもの） 【参考様式2・12】 10 土地・建物に係る権利関係が明らかにできる書類（登記簿謄本・賃貸借契約書の写しなど） 11 建築基準法及び消防法上の検査済み証の写し 12 非常災害に関する具体的な計画書 13 設備・備品等一覧表 【参考様式5】 14 損害賠償保険証の写し 15 運営規程 16 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参考様式7】 17 利用者との契約書及び重要事項説明書 18 利用者負担金の一覧表 19 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容 20 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要 21 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 22 介護給付費算定に係る体制状況一覧表 23 運営推進会議の構成員 【参考様式11】 24 近隣住民への説明状況 25 職員の研修計画書

地域密着型サービス等の申請様式等一覧

2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

申請様式	添 付 書 類
○指定申請書 【様式第1号】	1 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
○事業所の指定に係る記載事項 【付表4】	2 役員の氏名等及び介護保険法第78条の2第4項各号又は第115条の11第2項各号の規定に該当しないことを誓約する書面 【参考様式9-2】
	3 当該申請に係る資産の状況
	4 事業所の案内図、配置図、平面図 【参考様式3】
	5 事業所の写真（外観・内部）
	6 居室面積等一覧表 【参考様式4】
	7 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 【参考様式1】
	8 法人及び事業所の体制図
	9 管理者・代表者・主な職員の経歴書、資格証を必要とする職種については資格証の写し（原本証明したもの） 【参考様式2】
	10 土地・建物に係る権利関係が明らかにできる書類（登記簿謄本・賃貸借契約書の写しなど）
	11 建築基準法及び消防法上の検査済み証の写し
	12 非常災害に関する具体的な計画書
	13 設備・備品等一覧表 【参考様式5】
	14 損害賠償保険証の写し
	15 運営規程
	16 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参考様式7】
	17 利用者との契約書及び重要事項説明書
	18 利用者負担金の一覧表
	19 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
	20 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要
	21 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
	22 介護給付費算定に係る体制状況一覧表
	23 運営推進会議の構成員 【参考様式11】
	24 近隣住民への説明の状況
	25 職員の研修計画書

地域密着型サービス等の申請様式等一覧

3 地域密着型特定施設入居者生活介護

申請様式	添 付 書 類
○指定申請書 【様式第1号】	1 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
○事業所の指定に係る記載事項 【付表5】	2 役員の氏名等及び介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しないことを誓約する書面 【参考様式9-1】
	3 当該申請に係る資産の状況
	4 事業所の案内図、配置図、平面図 【参考様式3】
	5 事業所の写真（外観・内部）
	6 居室面積一覧表 【参考様式4】
	7 従業者の職務の体制及び勤務形態一覧表 【参考様式1】
	8 法人及び事業所の体制図
	9 管理者・代表者・主な職員の経歴書、資格証を必要とする職歴については資格証の写し（原本証明したもの） 【参考様式2・10】
	10 土地・建物に係る権利関係が明らかにできる書類（登記簿謄本・賃貸借契約書の写しなど）
	11 建築基準法及び消防法上の検査済み証の写し
	12 非常災害に関する具体的な計画書
	13 設備・備品一覧表 【参考様式5】
	14 損害賠償保険証の写し
	15 運営規程
	16 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参考様式7】
	17 利用者との契約書及び重要事項説明書
	18 利用者負担金の一覧表
	19 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
	20 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
	21 介護給付費算定に係る体制状況一覧表
	22 運営推進会議の構成員 【参考様式10】
	23 近隣住民への説明の状況
	24 職員研修計画書

別紙資料 4

地域密着型サービス等の申請様式等の説明

【添付書類一覧】

No.	項目	内容	様式
1	申請者の定款等及びその登記事項証明書又は条例	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある定款・寄付行為及びその登記事項証明書 ・条例にあっては、公報の写し 	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業に係る従業者全員（管理者含む）について記入してください。 ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを、氏名を記載した順に揃えて添付し、資格証等を原本証明するか原本を持参してください。 ・就業規則（就業規則が無い場合は、従業員の勤務時間等の定めがわかるもの）を添付してください。 ・その他の注意事項は「参考様式1 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」のとおり。 	参考様式1
3	管理者経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の管理者の住所、氏名、電話番号、生年月日、主な職歴等。 ・当該事業に関する資格を有する場合は、併せて記載してください。 	参考様式2
4	事業所の平面図等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の平面図（用途・面積を明示した、A4版又はA3版のもの） ・事業所の外観及び各室の様子がわかる写真を添付してください。 	参考様式3
5	居室面積一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋及び設置階ごとの面積別室数 ・事業所の平面図に示された用途・面積と記載を一致させてください。 ・その他の注意事項は「参考様式4 居室面積一覧表」のとおり 	参考様式4
6	設備・備品等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎を行う車の車検証の写しと写真（ナンバーがわかるものと全景）を添付してください。（送迎しない場合は不要です） ・その他の注意事項は「参考様式5 設備・備品等一覧表」のとおり 	参考様式5

No.	項目	内容	様式
7	運営規程	<p>・次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。</p> <p>〔小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通所サービス及び宿泊サービスの利用定員 5 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 緊急時における対応方法 9 非常災害対策 10 その他運営に関する留意事項 <p>・利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</p> <p>〔認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 利用定員 4 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 入居に当たっての留意事項 6 緊急時における対応方法 7 非常災害対策 8 その他運営に関する重要事項 <p>・利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</p>	様式自由

No.	項目	内容	様式
7	運営規程	<p>・次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。</p> <p>〔地域密着型特定施設入居者生活介護〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3 入居定員及び居室数 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き 6 施設の利用に当たっての留意事項 7 緊急時等における対応方法 8 非常災害対策 9 その他運営に関する重要事項 <p>・利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</p>	様式自由
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<p>・次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 3 その他参考事項 	参考様式7
9	サービス提供実施単位一覧表	<p>・曜日ごとにサービス提供単位の状況を記載してください。</p> <p>・サービス提供単位ごとの利用定員を記載してください。</p>	参考様式8
10	当該申請に係る資産の状況	<p>・直近3ヵ年の決算書類(収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録)</p> <p>・損害賠償発生時に対応が可能であることがわかる書類(損害保険証書の写し等)</p> <p>・賃貸借契約書(賃借物件の場合のみ)</p>	最新のもの

No.	項目	内容	様式
11	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の病状の急変、その他必要な場合に円滑な協力を得るため、医療機関（協力歯科医療機関）との間であらかじめ取り交わした契約書等の写し。 ・次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。 <p>1 緊急時の対応等のための連携・支援体制 2 その他参考事項</p>	
12	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のサービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等のバックアップ施設との間であらかじめ取り交わした契約書等の写し。 	
13	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス）」の該当する提供サービスの欄に記載してください。 	
14	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間。 	
15	併設する施設等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要。 	
16	施設を共用する場合の利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を共用する場合の利用計画について、具体的かつわかりやすく記載してください。 	
17	介護保険法第78条の2第4項各号又は第115条の11第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項は「参考様式9-1」又は「参考様式9-2」のとおり。 	参考様式9-1 参考様式9-2
18	介護支援専門員一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・「参考様式10」の項目のとおりに記載してください。 	参考様式10
19	運営推進会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項は「参考様式11」のとおり。 	参考様式11
20	介護支援専門員の経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・「参考様式2」の項目のとおりに記載してください。 ・当該事業の計画作成担当者の住所、氏名、電話番号、生年月日、主な職歴等。 ・当該事業に関する資格を有する場合は、併せて記入してください。 ・認知症介護実践者研修修了証書の写し。 	参考様式2

【開設提案書の提出書類一覧】

No.	項目	内容	様式
1	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(事業開始から3年間の利用者の見込) ※当初から100%の稼働率をめざすのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込としてください。	様式自由
2	収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始から3年間の収支見込 (介護報酬等は現行制度によります。) ※当該年度赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。また、併設がある場合、事業ごとに別葉とし、全体分も作成してください。	様式自由
3	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・資金需要(事業費、借入金返済、運転資金等) ・資金調達(自己資金、寄付金、借入金等) ・借入金返済計画 ※建設資金と事業運転資金とは別々に作成してください。 ※併設施設等の計画で人員等が兼務の場合は同じものを提出してください。ただし、複合施設などで今回の応募に関係のない施設がある場合は、面積按分などにより、適正な額とする必要があります。	様式自由
4	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・工事から開設までの日程表 	様式自由

注 意 事 項

- (1) 申請書の記載内容を登記簿謄本(履歴事項全部証明書)で確認
申請者の所在地、名称、役職、代表者名、代表者の住所、代表者印の確認
- (2) 定款の目的欄に指定を受けようとする事業名が記載されているか。
- (3) 付表
 - ア 事業名、住所が申請書と同一か。
 - イ 事業者の職種・員数が(参考様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表に記載されている人数と同一か。
 - ウ 協力医療機関の契約書の添付確認。
 - エ その他事業ごとに若干付表の記載内容が違うので確認すること。
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
管理者、その他事業によって必要な職種の勤務形態が基準に合致しているか。
- (4) 運営規定
料金、人員等内容と届出書と整合性があるか、また記入されている内容が運営基準上適切な内容か。
- (5) 添付資料に漏れがないか。

地域密着型サービス事業の公募における平面図等の記載内容

(1) 位置図（都市図）

方位、道路（進入路）、目標となる地物

(2) 配置図

縮尺、方位、敷地境界線、道路境界線、道路名称、道路幅員、敷地内及び境界線内外の高低差、敷地内の建築物の位置、建築物と境界線までの距離、擁壁の位置、外構計画（避難経路を含む）、井戸の位置、浄化槽の位置、排水経路

(3) 各階平面図

縮尺、方位、間取、各諸室の名称、壁・開口部の区別、施設区分図、各階の床面積、各諸室の面積（一部有効面積）「一覧表でも可」、廊下幅の寸法（有効）、階段幅の寸法（有効）、E Vの位置、手すりの設置表示、構造種別の表記（耐火構造物、準耐火構造物、その他の種別）

別紙資料 5

市川市地域密着型サービスに関する質問票

平成 年 月 日

市川市福祉部 高齢者支援課 行

事業者名			
所在地			
担当者名	電話番号	FAX 番号	
対象サービス □にチェックを 入れる	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護		
質問事項			

※平成27年3月5日（木）午後5時までにFAX又はメールにてご返送ください。

回答は、3月10日（火）までに、福祉部高齢者支援課 WEB サイトにて掲載いたします。個別に回答が必要な項目に関しましては、電話にてご連絡いたします。

市川市福祉部 高齢者支援課 管理班 林、堀

TEL : 047 (704) 0283

FAX : 047 (336) 8008

E-mail : koreishashisetsu @city.ichikawa.chiba.jp

平成 年 月 日

地域密着型サービス事業者 応募辞退届

市 川 市 長

所在地 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

平成 年 月 日付で、公募に係る応募を下記の理由により辞退します。

記

1 辞退理由

参 考

◇関係法令・指定基準等のWEB サイト

(1) 厚生労働省 WEB サイト <http://www.mhlw.go.jp>

(2) 独立行政法人 福祉医療機構（ワムネット）WEB サイト
<http://www.wam.go.jp>

(3) 千葉県 WEB サイト（高齢者福祉課）
<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/service/yuuryou.html>

(4) 市川市 WEB サイト（高齢者支援課）
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/we101/1111000154.html>

(5) 市川市 WEB サイト（介護保険課）
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/we103/1111000068.html>

<問合せ先>

市川市福祉部高齢者支援課 管理班

〒272-8501

市川市八幡1-1-1(市役所本庁舎2階)

電話 047(704)0283(直通)

FAX 047(336)8008